

令和8年4月3日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うち石油温風暖房機（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1件
（うちリチウム電池内蔵充電器1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
（うちスピーカー（充電式）2件、電気掃除機（自走式）1件、
照明器具（充電式）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、照明器具1件、
スチームアイロン1件、脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）1件、
LEDライト（充電式、ペット用）1件、温水洗浄便座1件、
加湿器（スチーム式）1件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

①事象について

株式会社ノジマ（法人番号：4021001013588）が輸入したリチウム電池内蔵充電器を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・ポイント返還）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、バッテリー内部の充電制御に不備があり、過充電になることにより発火のおそれがあることが判明したことから、事故の再発防止を図るため、2024年（令和6年）11月8日に購入者へ個別連絡（電話・DM（郵送）・メール）、回収キットの送付及び同月10日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象製品について回収及びポイント返還を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202501418）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	型番	販売期間	対象台数
分離式モバイルバッテリー	479960023402	ECMMBM52SP	2024年1月16日～ 2024年9月4日	797

2024年（令和6年）11月8日からリコール（回収・ポイント返還）を実施
回収率：68.5%（2026年3月27日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2025年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

製品本体、又はパッケージに記載されている型番の御確認をお願いします。

写真1



写真2



写真3



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社ノジマ お問い合わせ窓口

電話番号：0120-429-352

受付時間：10:00～19:00（年中無休）

ウェブサイト：<https://www.nojima.co.jp/wp->

[content/uploads/2024/11/20241110_ELSONIC_portableBatteryCharger.pdf](https://www.nojima.co.jp/wp-content/uploads/2024/11/20241110_ELSONIC_portableBatteryCharger.pdf)

※オンライン

受付フォーム

（24時間）

: <https://www.nojima.co.jp/support/contact/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、上田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、山田、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202501422	令和8年1月31日	令和8年3月30日	石油温風暖房機 (開放式)	LC-32G	株式会社トヨミ	火災	当該製品の周辺を焼損する火災が発生し、現場に当該製品があった。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月18日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202501418	令和8年2月10日	令和8年3月30日	リチウム電池内蔵 充電器	ECMMBM52SP	株式会社ノジマ (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月13日 令和6年11月8日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率: 68.5%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501417	令和8年2月18日	令和8年3月30日	スピーカー(充電式)	火災	事務所で当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電しながら使用中、異音が出たため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月18日
A202501419	令和7年8月30日	令和8年3月30日	電気掃除機(自走式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和8年3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月30日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し厳重注意
A202501420	令和7年7月8日	令和8年3月30日	照明器具(充電式)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和8年3月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月23日
A202501421	令和8年2月15日	令和8年3月30日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が出たため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和8年2月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月23日
A202501423	令和8年3月19日	令和8年3月31日	照明器具	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202501424	令和8年3月15日	令和8年3月31日	スチームアイロン	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202501425	令和8年3月3日	令和8年3月31日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	倉庫で当該製品を使用中、支柱が折れ転倒し、右手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600001	令和8年2月25日	令和8年4月1日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月19日
A202600002	令和7年11月4日	令和8年4月1日	LEDライト(充電式、ペット用)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年11月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202600003	令和8年2月17日	令和8年4月1日	温水洗浄便座	火災	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年2月18日
A202600004	令和8年2月6日	令和8年4月1日	加湿器(スチーム式)	重傷1名	当該製品を使用中、蓋を開けたところ、内容物がかかり、両足に火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月24日
A202600005	令和7年12月25日	令和8年4月1日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	作業現場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年3月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし